

荒尾総合文化センター 指定管理者募集要項

平成30年7月
荒尾市

荒尾総合文化センター 指定管理者募集要項

荒尾総合文化センターの効果的な運営を図るため、指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名 称

荒尾総合文化センター

(2) 所在地

荒尾市荒尾字上府本道4186番地19

(3) 施設の設置目的、役割等

有明広域市町村圏域における文化・芸術の向上及び科学技術の普及並びに圏域住民の福祉の増進に資するための施設

(4) 施設の沿革

昭和61年6月 開館

(5) 施設内容、規模等

別紙「荒尾総合文化センター指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）参照

(6) 現在の管理運営体制

現在の指定管理者・・・中央設備 ステージ・ラボ共同体

(7) 施設の利用実績

施設利用率及び利用者数（平成27～29年度実績）

施設名	年度	利用日数	利用者数
大ホール	27年度	131日	39,841人
	28年度	165日	62,694人
	29年度	103日	42,781人
小ホール	27年度	166日	19,622人
	28年度	148日	19,680人
	29年度	148日	20,393人
会議室（4室）	27年度	223日	9,098人
	28年度	204日	8,172人
	29年度	192日	6,138人
練習室（3室）	27年度	391日	11,318人
	28年度	283日	9,664人
	29年度	281日	8,035人
ギャラリー	27年度	134日	8,430人
	28年度	142日	8,345人
	29年度	112日	7,643人
多目的ルーム	27年度	176日	2,779人
	28年度	153日	3,236人
	29年度	155日	2,788人
その他 （アートフォーラム等）	27年度	108日	5,635人
	28年度	82日	3,425人

	29年度	71日	3,728人
子ども科学館	27年度	171日	3,560人
	28年度	169日	3,084人
	29年度	182日	3,129人
合 計	27年度	—	100,283人
	28年度	—	118,300人
	29年度	—	94,635人

※ 平成27年度から平成29年度までの収支状況は仕様書に記載のとおり。

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

- (1) 文化センターは、田園都市中核施設として有明広域圏における文化、芸術、科学の分野での、文化創造と芸術鑑賞の拠点として建設された施設という設置理念に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であるということを念頭に置いて、全ての利用者に公平な運営を行うとともに、特定の個人や団体に対して有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- (3) 施設の効用を最大限発揮するとともに、適切な経費で最大のサービスを提供する効率的な運営を行うこと。
- (4) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の利便性向上に努めること
- (5) 市民の知る権利を尊重し、情報公開について積極的に取り組むこと。
- (6) 個人情報の保護を徹底すること。

3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 公の施設の管理に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めること。
- (5) 総括的な責任を持ち、利用者や部外者に対して文化センターを代表する管理責任者（館長）を置くこと。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

4 電力の地産地消に関する本市の方針

本市においては、平成29年11月「地域エネルギーの有効活用等を中心としたまちづくりに関する連携協定」を、本市、株式会社グローバルエンジニアリング及び三井物産株式会社の三者において締結し、エネルギーの地産地消を実現することで持続的なまちづくりの推進に向け、連携・協力することとしました。

本協定に基づき平成29年12月には新電力会社「有明エナジー株式会社」が本市に設立され、平成30年9月より全公共施設に同社の電力を供給する方針です。

本施設についても上記と同様に「有明エナジー株式会社」より電力調達を受けることとしておりますので申請の際にはご留意ください。

5 指定管理者の業務等

- (1) 文化センターの運営に関する業務
 - ① 施設の貸出しに関すること

- ② 舞台業務に関すること。
- ③ 自主事業の実施に関すること。
- ④ 子ども科学館の管理運営に関すること。
※子ども科学館においては、指定管理期間中に用途変更する可能性があります。

⑤ 台風及び地震等の災害時の避難場所開設に関すること等

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

- ① 保守管理業務
- ② 施設の保全業務
- ③ 設備、備品等の管理業務等

(3) その他必要な業務

- ① 事業計画書及び収支計画書の作成
- ② 事業報告書の作成
- ③ 自己評価の実施等

(4) その他仕様書に定めるとおり。ただし、目的外使用に係る業務を除く。

6 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

7 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 荒尾市から指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 暴力団等（※注）との関係がないこと。
- ④ 労働者災害補償保険に加入していること（従業員を雇用していない法人その他の団体は除く。）。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- ⑦ 電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者、甲種防火管理者等、施設を管理するに当たって必要な資格、免許を有する者を置くこと（施設管理については、有資格者へ委託する場合は、この限りではない。ただし、甲種防火管理者は除く。）。
- ⑧ 舞台・照明・音響技術者については、公益社団法人日本照明家協会の照明技術者技能認定2級以上の資格及び、厚生労働省認定の舞台機構調整技能士2級以上の資格を有し、かつ5年以上の経験を有する者を置くこと（有資格者へ委託する場合は、この限りではない。）。
- ⑨ その他明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

※注 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団のほか、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織として警察等捜査機関から通報があったもの若しくは警察等捜査機関が確認したもの

8 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります(次の順序で並べクリップ留めしたものを10部(原本1部+複写9部)提出してください。)

- (1) 指定管理者指定申請書(荒尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年規則第8号)様式)
- (2) 荒尾総合文化センター指定管理者事業計画書(別紙様式1)
- (3) 荒尾総合文化センター指定管理者収支計画書(別紙様式2)
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - ① 法人にあっては、法人概要書(別紙様式3)、当該法人の登記簿謄本
 - ② 法人等の設立趣旨・運営方針・事業内容等の概要が分かるもの
 - ③ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 経営状況を説明する書類
 - ① 申請の日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支計画書
 - ② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における法人等の収支決算書、貸借対照表その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - ③ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- (6) その他
 - ① 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない法人その他の団体は除く。)
 - ② 納税証明書
申請の日時点で発行の日から3か月を経過していない証明書で、国税及び地方税の滞納が無いことを証するもの(過去3年分)
 - ③ 暴力団等との関係についての誓約書(別紙様式4)
 - ④ 役員等名簿及び照会承諾書(別紙様式5)
 - ⑤ その他資格要件(①、②を除く。)の各要件について資格を満たしていることの証明書等
 - ⑥ 舞台・照明・音響技術者については、公益社団法人日本照明家協会の照明技術者技能認定2級以上及び厚生労働省認定の舞台機構調整技能士2級以上の資格保有を証する書類
 - ⑦ その他市長が必要と認める書類

9 管理に要する経費

荒尾総合文化センターの管理に要する経費は、利用料金収入、条例等により減免された利用料金に対する市からの補填、市が支払う指定管理料、自主事業に伴う収入、その他の収入によって賄うこととします。

このうち、利用料金収入及び減免された利用料金に対する市からの補填については、仕様書等を参考に算定し、指定期間中に市が支払う指定管理料の額は、以下に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の指定管理料の提案を求めます。

なお、市からの指定管理料の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めます。

基準価格 281,682千円(5年間。市指定の自主事業実施に係る経費を含む。消費税及び地方消費税を含む。)

- ※ 基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となりますので、ご注意ください。
- ※ 基準価格には、年度末精算となる修繕費15,000千円(3,000千円/年)、及び備品購入費1,250千円(250千円/年)を含んでいます。
- ※ 平成31年10月1日から、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行なうための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税及び地方消費税の税率の改定が予定されていますが、指定管理料の積算に当たっては、現行税率(8%)を基に算定してください。ただし、各年度の協定書に定める指定管理料の額の決定時には、当該年度に適用すべき税率を基に再度算定し、協議の上決定します。

10 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 平成30年7月23日(月)から同年8月3日(金)まで
- ② 受付方法 質問票(別紙様式6)に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。
FAX 0968-64-0940
電子メールアドレス:kikaku@city.arao.lg.jp
- ③ 回答方法 平成30年8月10日(金)までに質問に対する回答をホームページ上に掲載します。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、質問者にあらかじめ連絡をします。

11 現地説明会の実施

現地説明を希望される場合は、7月20日(金)までに法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください。後日、日時及び場所を連絡します。

12 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 荒尾市総務部政策企画課(市役所2階)
〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地
電話 0968-63-1274(直通)
- (2) 提出期間 平成30年8月20日(月)から同年8月24日(金)までの日(土・日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。
- ※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着のこと。
- ※ FAX、電子メールでの提出は認めません。

13 選定の基準

指定管理候補者選定委員会において、次の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める申請者を指定管理者の候補者として選定します。

- ① 市民の平等な利用が確保されること。(適・不適)
 - ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針に沿った運営方針
 - イ 平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果
- ② 当該団体の計画する事業の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮するものであること。(ア～オ合計:60点)

- ア 利用者及び利用率の増加を図るための具体的手法及び期待される効果（10点）
 - イ サービスや社会性の向上を図るための具体的手法及び期待される効果（10点）
 - ウ 本市の文化を振興するための特色ある自主事業の内容（20点）
 - エ 方法活動の実施等により自主事業の観客を増加させるための方策（10点）
 - オ 施設を有効活用した独自事業の内容（10点）
- ③ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。（ア～イ合計：20点）
- ア 施設管理運営の実施方法及び安全管理、緊急時の対応（10点）
 - イ 施設の運営体制及び適正な管理や経理、団体の経営状況（10点）
- ④ 当該公の施設の管理に要する経費を縮減できる見込みがあること。（合計：20点）

14 申請及び協定に要する経費

申請及び協定締結に要する経費等は、全て申請者の負担とします。

15 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- ③ 申請書その他の書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ④ 申請書その他の書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑤ その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

16 選定委員会

平成30年10月（予定）に実施します。

申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします（プレゼンテーションの順番は、申請書の受付順とします。）。

日時、場所については後日連絡します。

17 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

18 指定管理者の決定及び管理業務に係る管理費用（指定管理料）

- （1）指定管理者は平成30年12月荒尾市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- （2）議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る管理費用（指定管理料）は当該年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

19 その他

- （1）提出書類はお返しできません。
- （2）提出された書類は、必要に応じ複写します（提出された書類又は複写された書類の使用は市庁内及び選定委員の検討に限ります。）。
- （3）提出された書類及び申請者の情報は、以下の情報提供ルール的基本的な考え方に従い、情報公開請求等により開示することがあります。

情報提供ルールの基本的な考え方

時 期	情報の内容	公開基準
募集中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準価格 ・ 審査基準の内容と配点 ・ 申請状況（申請者数） ・ 申請者名 	○ ○ ○ △
募集締切時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請状況及び申請者名 ・ 応募者の事業計画書の内容 	○ △
選定後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理候補者名 ・ 指定管理候補者選定理由 ・ 選定委員会の審査における応募者の総得点及び項目ごとの得点 ・ 選定委員会の審査における委員ごとの総得点及び項目ごとの得点（委員名匿名） ・ 指定管理候補者の事業計画の内容（概要） ・ 応募者の事業計画書の内容 ・ 応募者の提案価格 	○ ○ ○ ○ ○ △ ○

○…公表又は公開できる情報

△…荒尾市情報公開条例による開示請求に基づいて、情報提供の可否について、個別の判断を要すると考える情報（荒尾市情報公開条例第7条各号に定める不開示情報に該当する又は不開示情報が含まれている可能性があるため、個別に情報提供の可否を判断します。）

（4）荒尾総合文化センターの管理運営に伴い、その指定管理者には法人市民税の申告義務が生じます。詳細は市税務課にお尋ねください。

20 留意事項

- （1）指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「7 応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- （2）指定管理者の指定後に、指定管理者が「7 応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

21 募集要項に添付してお渡しする資料と様式

- （1）荒尾総合文化センター指定管理者仕様書（別紙）
- （2）指定管理者指定申請書（様式）
- （3）荒尾総合文化センター指定管理者事業計画書（別紙様式1）
- （4）荒尾総合文化センター管理業務の収支計画書（別紙様式2）
- （5）法人概要書（別紙様式3）
- （6）暴力団等との関係についての誓約書（別紙様式4）
- （7）役員等名簿及び照会承諾書（別紙様式5）
- （8）質問票（別紙様式6）

(9) 荒尾総合文化センター条例

(10) 荒尾総合文化センター条例施行規則

問合せ先

荒尾市総務部政策企画課企画統計係

担当：谷本、沼田

電話 0968-63-1274 (直通)

FAX 0968-64-0940

e-mail : kikaku@city.arao.lg.jp